

○松山衛生事務組合個人番号カードの利用に関する条例

制 定 令和 7 年 2 月 18 日条例第 2 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）第 18 条第 2 項第 2 号の条例で定める事務は、職員本人の確認に関する事務であって規則で定めるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。